

再被害防止のための刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報  
の教示及び指定期間について（例規）

（最終改正：平成28年9月30日 刑企・相・生企・交企・公第48号）  
和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

「再被害防止要綱の制定について（例規）」に基づく刑事施設等との連携及び被害者等への関連情報の教示等について定めたものです。